

## 前橋市特定家畜伝染病対策本部設置要綱

### (設置)

第1条 市は、本市及び近隣市町村で特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に定める家畜伝染病のうち、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、その他重大な経済的被害及び社会的影響を及ぼすものをいう。以下「本病」という。）が発生し、本市の畜産農家はその影響を受け、又は受けるおそれがある場合、本病のまん延防止及び早期沈静化を図るとともに、情報提供、市民生活の安定及び関係者への支援に万全を期するため、前橋市特定家畜伝染病対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (対策本部の組織)

第2条 対策本部は、別表に掲げる本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、対策本部を代表し、事務を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときはその職務を代理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事するとともに、所属職員に情報を周知する。

### (対策本部の会議)

第3条 対策本部は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本市職員、群馬県、前橋市農業協同組合その他の関係者を会議に出席させ、説明、意見等を求めることができるものとする。

### (対策本部の所掌事務)

第4条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 群馬県が行う本病のまん延防止、情報収集・提供・分析、風評被害の防止に対する協力に関すること。

(2) 群馬県、前橋市農業協同組合、近隣市町村、その他関係機関との連絡及び調整に関すること。

(3) 本病の発生に伴い影響を受ける本市の畜産農家、その他支援を必要とするものへの支援に関すること。

(4) 本市農畜産物の安全性の確保についての啓発に関すること。

(5) その他本病の収束及び正常化に必要なこと。

### (緊急支援チーム)

第5条 対策本部は、本病の防除及びまん延防止を実行するため緊急支援チームを設置し、その中に次の班を置く。

(1) 総務情報班

- (2) 住民対応班
- (3) 防疫支援班
- (4) 交通規制班
- (5) 消毒支援班
- (6) 健康調査支援班

2 緊急支援チームのチーム・リーダーには、農政課長が当たる。

(緊急支援チームの所掌事務)

第6条 緊急支援チーム各班の主な所掌業務は、次のとおりとする。

(1) 総務情報班

- ア 対策本部の設置及び運営に関すること。
- イ 群馬県、前橋市農業協同組合、近隣市町村その他関係機関との連絡及び調整並びに群馬県等が開催する会議への出席に関すること。
- ウ 庁内の連絡・調整に関すること。
- エ 現地事務所、各種確認検査集合場所、道路封鎖ポイント、消毒ポイント及び処分家畜等の埋却場所の選定及び調整に関すること。
- オ 現地事務所の設置及び運営に関すること。
- カ 情報の収集、整理、記録及び会議資料等の作成に関すること。
- キ 本病の発生農場、周辺の畜産農家その他からの相談、苦情等の対応及び処理に関すること。
- ク 記者会見、記者発表その他情報の発信に関すること。

(2) 住民対応班

- ア 地元自治会との連絡及び調整に関すること。
- イ 地元説明会の開催場所の選定、周知、設営及び運営に関すること。
- ウ 一般市民からの相談、苦情等の対応及び処理に関すること。

(3) 防疫支援班

- ア 各種確認検査集合場所の設置及び運営に関すること。
- イ 本病の発生農場及び移動制限区域内の家きん飼育農場で行われる各種検査への同行及び支援に関すること。
- ウ 発生農場で行われる防疫、運搬、埋却作業等の支援に関すること。
- エ 見舞金算定の支援に関すること。

(4) 交通規制班

- ア 市道等交通規制ポイントの設置及び運営に関すること。

(5) 消毒支援班

- ア 消毒ポイントの設置及び運営に関すること。

(6) 健康調査支援班

ア 発生農場等で防疫作業に当たる防疫従事者の健康調査の支援に関すること。  
(事務局)

第7条 対策本部の事務局は、農政部農政課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年 4月10日から施行する。

(前橋市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

前橋市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱(平成18年8月18日施行)

前橋市口蹄疫対策本部設置要綱(平成22年7月22日施行)

前橋市牛海綿状脳症対策本部設置要綱(平成13年10月4日施行)

附 則

この要綱は、平成30年 4月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。